

鳥取県告示第561号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年10月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
株式会社ケア スタッフ	米子市大谷町213 - 3	ヘルパーステーション・ハッ ピーネットワーク米子	米子市皆生新田 三丁目11-20	平成23年5月12日
〃	〃	ケアスタッフハッピーセンタ ー米子夜間対応型訪問介護	〃	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
株式会社ケア スタッフ	米子市大谷町213 - 3	ヘルパーステーション・ハッ ピーネットワーク米子	米子市皆生新田 三丁目11-20	平成23年5月12日